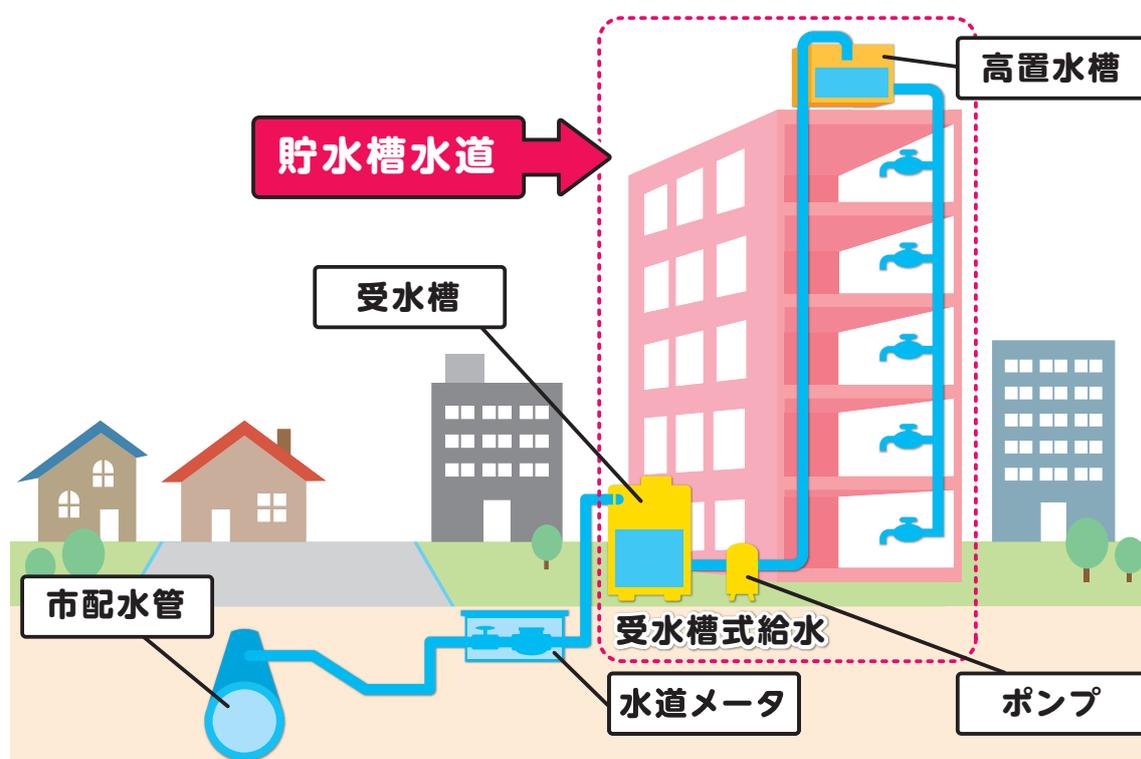


小規模貯水槽水道の 適正管理について!

小規模貯水槽水道とは?

ビル・マンション等に設置されている
「受水槽の有効容量が10m³以下のもの」をいいます。



小規模貯水槽水道は、設置者・管理者が自ら適正な管理を行い、衛生的な水を給水しなければなりません。

不十分な管理が原因で大きな事故を引き起こすことがあります!

▶ 小規模貯水槽水道をご存知ですか？

小規模貯水槽水道とは、水道局から供給される水を受水槽に受け給水する方式（受水槽式給水^{※1}）の水道のうち「受水槽の有効容量^{※2}が10m³以下のもの」をいいます。

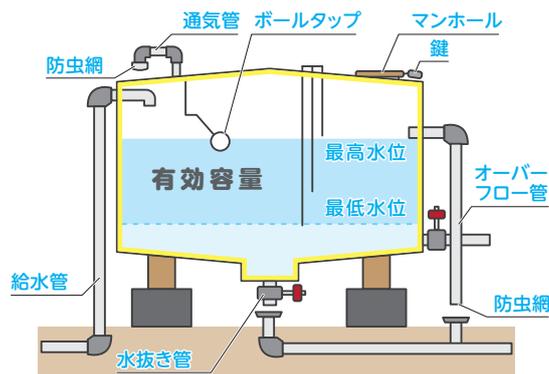
ただし、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項で規定されている専用水道及び同条第7項で規定されている簡易専用水道に該当しているものや、消火用、工業用等に利用されるものであって、まったく飲用されないものは除きます。

※1 受水槽式給水

ビル・マンション等の建物で、水道局からの水をいったん受水槽にためて、その後ポンプを使い、屋上の高置水槽へ送って給水する方式です。また、高置水槽を設けずに受水槽からポンプで直接建物へ供給する方式もあります。

※2 有効容量

受水槽のボールタップ、電極等により設定された適正に利用できる容量であり、総容量とは異なります。



▶ 小規模貯水槽水道の管理は、誰が？

小規模貯水槽水道の管理は、設置者・管理者が自らの責任で行わなければなりません。

小規模貯水槽水道のような受水槽式給水では、受水槽に入るまでの水質は「水道局」が管理していますが、受水槽以降の給水施設及びこれらの施設から供給される水の水質は「設置者等」が管理する必要があります。

例えば、分譲マンションの場合は、小規模貯水槽水道の設置者・管理者である管理組合等が、賃貸マンションであれば、マンションの所有者である家主等が、小規模貯水槽水道の管理をしなければなりません。

▶ 貯水槽水道の分類について！

貯水槽水道は、受水槽の有効容量によって2種類に分類されます！

簡易専用水道

受水槽の有効容量が「10m³を超える」もの
（専用水道に該当するものを除く）
※水道法で適切な管理が義務付けられます。

貯水槽水道

小規模貯水槽水道

受水槽の有効容量が「10m³以下」もの
※八千代市水道事業給水条例で適切な管理を
努めるよう義務付けられています。

▶ 管理が不十分だと大変なことに!

小規模貯水槽水道の設置者等は、水質汚染事故が起こらないよう、日頃から受水槽や高置水槽等の点検を定期的に行ってください。

受水槽には、その構造から**地上式**と**地下式**の2種類があります。地下式受水槽では破損していても外観からわかりにくいいため、注意が必要です。

■マンホールふたの施錠は?

安全のため、みだりにマンホールのふたを開けることができないように、必ず施錠してください。

■マンホールの防水パッキンは?

パッキンが外れていると隙間から雨水やホコリ等が受水槽等の中に入ることがあります。



■オーバーフロー管等の防虫網は?

オーバーフロー管や通気管の防虫網が破損していると昆虫等が受水槽等の中に入ることがあります。

■水槽に亀裂はないか?

水槽に亀裂が入っていると、光が入り込み、水槽内に藻が生えることがあります。また、漏水の原因にもなります。

■水槽の周囲は清潔ですか?

漏水などの異常をすぐに発見できるように、受水槽・高置水槽の周囲は日頃より清潔にしてください。

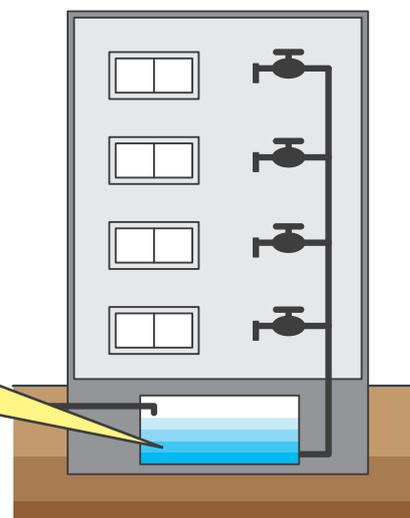


【写真:建物内に設置されている地上式受水槽です】

★地下式受水槽について

地下式受水槽とは、**建物と一体となっているコンクリート製の受水槽**のことです。破損していても周囲の点検ができないため、特に注意して管理してください。

※劣化等により、コンクリートに亀裂が入ると地下水や汚染水が混入してしまう場合があります。



▶ 小規模貯水槽水道の適正な管理のポイント!

清掃, 点検を実施しましょう。

●水槽の清掃!

受水槽・高置水槽等の清掃は, **1年以内ごとに1回**, 定期的を実施し「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する建築物飲料水貯水槽清掃業者に依頼して実施しましょう。

●水槽の点検!

日頃から水槽設備の不備により, 水を汚染することがないように, 水槽及びその他の施設状況を定期的に点検しましょう。また, 台風や地震などの影響で水質が悪くなるおそれのある場合も点検を行いましょう。

なお, 水槽に亀裂等を発見した場合は, 速やかに補修・改善等を行ってください。



水質検査を実施しましょう。

●水質のチェック!

水道の蛇口から出る水を, 透明なガラスコップに入れ, 水の色, 濁り, 臭い, 味に異常がないか, 定期的に調べましょう。

また, 日頃から残留塩素測定をしていれば, 水の汚染をいち早く発見できます。

【登録検査機関による水質検査!】

小規模貯水槽水道の衛生確保のため, **1年以内ごとに1回**, 水質検査機関に依頼して実施しましょう。



水質異常や事故が発生したら, 速やかに八千代市上下水道局へ連絡を!

- 給水の異常により, 水質検査を実施した場合
- 水質汚染事故発生等による給水停止を行った場合
- その他水道に関する事故が発生した場合



施設図面や管理記録を保存しましょう。

●書類の保存!

給水施設に関する図面等を整備保管するとともに, 水槽の清掃や定期点検, 水質検査等の実施期日及びその内容について必ず記録し**5年間保存**しましょう。



貯水槽水道に関する法令

これまで貯水槽水道等に対する指導等は保健所などの衛生行政が行っていましたが、平成13年に水道法が改正され、水道事業者も貯水槽水道設置者に対し、必要により指導、助言及び勧告を行うこととなりました。

これを受けて、八千代市上下水道局においても条例の改正を行い、貯水槽水道の衛生管理について貯水槽水道設置者に対し指導等を開始しました。

八千代市水道事業給水条例(抜粋)

- (貯水槽水道に関する管理者の責務) ……………水道局が指導等を行う根拠
- 第35条の2 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。
- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

- (貯水槽水道の設置者の責務) ……………設置者が貯水槽水道の管理を行う根拠
- 第35条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に管理者が定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

※管理者とは、八千代市事業管理者を指します。

八千代市小規模貯水槽水道の管理指導要領

八千代市では、上記条例の規定により、「小規模貯水槽水道の管理指導要領」を定め、市内に設置されている小規模貯水槽水道の管理基準や水質汚染事故発生時における措置について必要な事項を定めています。

要領の詳しい内容は、八千代市上下水道局給排水相談課へお問い合わせいただくか、八千代市のホームページをご覧ください。

▶ 直結給水方式への切替えについて!

ビルやマンションなどへの給水方式は、貯水槽水道方式のほかに**直結給水方式**(直結直圧給水・直結増圧給水)があります。

直結給水方式なら、配水管から直接蛇口まで水道水が送られ使用できます。さらに、水槽清掃等の維持管理が不要になるなど、さまざまなメリットがあります。

★直結直圧給水とは?

5階建てまでの建物に対して配水管の水圧を利用して直接給水する方式です。

★直結増圧給水とは?

中高層の建物に対して貯水槽を経由せず、増圧装置(ブースターポンプ)を設置して直接給水する方式です。

直結給水方式への切替えに際しては、認められない施設及び適さない施設があり、切替え工事に伴い、給水装置工事申込書による手続が必要となります。詳しくは、八千代市上下水道局給排水相談課か八千代市指定給水装置工事業者にお問合せください。

▶ 緊急時の連絡先を控えておきましょう!

水質の異常や水槽の設備不良などのトラブルは、何時起こるか分かりません。そのような時に冷静に対応できるよう、緊急の連絡先を控えておくことが大切です。

連絡先	会社名	電話番号
受水槽のメンテナンス会社		
機器等のメンテナンス会社		

八千代市上下水道局 給排水相談課

TEL 047-483-6156 **FAX** 047-483-6111

●八千代市ホームページ <http://www.city.yachiyo.chiba.jp/>

●給排水相談課ウェブページ <http://www.city.yachiyo.chiba.jp/801000/index.html>

平成29年9月作成